

ご旅行条件(要約)

★ お申込みの際には必ずこの条件書を十分お読み下さい。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び同法12条の5による契約書面の一部となります。

●受注型企画旅行契約

- この旅行は株式会社アトラストレック(東京都新宿区四谷 2-10-5 ハッ橋ビル 301 観光庁長官登録旅行業 1167号)以下「当社」というが、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。
- 受注型企画旅行契約の内容・条件は、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した見積書等の書面(以下「企画書面」、本旅行条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表等の確定書面及び標準旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)以下「約款」という)によります。
- 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料」)の金額を明示することがあります。
- 確定した航空機の便名及び宿泊施設が記載された確定書面(最終日程表等)はご旅行開始日の5日前まで(ご旅行開始日の7日前以降にお申し込みの場合はご旅行開始日当日まで)にお渡し致します。

●旅行のお申し込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。尚、申込金の受理を以て本旅行契約の成立とします。
- 当社は電話による受注型企画旅行契約の予約申込みを受けることがあります。この場合、電話による予約申込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社は申込みはなかったものとして取り扱った場合とさせていただきます。

●旅行代金のお支払い

- お申込金:お申し込みと同時に、弊社旅行パンフレットや渡航手続き案内等に明記された銀行へお振り込み下さい。なお、お申込書をご提出またはご予約いただいた営業所に対応した銀行へお振り込み下さい。

お申込金: ¥50,000

- 残金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

●旅行代金に含まれるもの(例示)

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃(コースにより等級が異なります。)
- 旅行日程に明示した送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を標準とします)但し、コースにより民宿、ロッジ、テント、山小屋などとなります(各コースごとに明記)。
- 旅行日程に明示した食事の料金・税・サービス料金
- 手荷物の運搬料金(運輸機関の定める規定重量、容積、個数の範囲)ツアーリーダー付コースのツアーリーダー同行費用
- その他、旅行日程に明記した費用

●旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
渡航手続諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、傷害・疾病保険料及び渡航手続取扱料金等)
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
- お1人部屋を使用される場合の追加料金
- お客様の傷害疾病に関する医療費
- 旅行日程中の各々における空港施設使用料、空港税、航空保険料、燃油特別付加料金等(日本国内通関税を含む)
- 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通・宿泊費
- オプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金

●取消料

お申込み後、お客様の都合で参加を取消される場合、次の取消料をお支払いいただきます。

別表1【海外旅行にかかる取消料】

旅行契約の解除期日	取消料
下記に掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目～3日目	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日、前日、当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は、無連絡不参加	旅行代金の100%

※取消料の算定基礎となる旅行代金とは一人部屋追加料金、延泊による宿泊料金、航空機の等級変更による差額料金・運賃等の追加代金を含めた合計額です。

※下記の場合、取消料をお支払いいただくことなく参加を取り消すことができます(一部例示)。

①旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。

- 契約書面に記載した旅行開始日又は終了日の変更
 - 契約書面に記載した入場する観光地、観光施設、その他の旅行目的地の変更
 - 契約書面に記載した運輸機関の種類又は運送会社の変更
 - 契約書面に記載した運輸機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更
 - 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更
 - 契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、設備、景観その他の条件の変更
- ②旅行代金が増額された場合
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公

署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき
④当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合
⑤当社が責任に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不能となったとき。

●ご旅行条件・ご旅行代金の基準

このご旅行条件及びご旅行代金は**2016年4月6日**を基準としております。当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更させていただきます。

- 利用する運輸機関の運賃・料金が改訂され、その改訂差額だけ旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- 前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増額、又は減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

《お申込み条件》

15歳未満の方のご参加は、父兄又は保護者の同行を条件とします(但し、一部コースは除きます)。15歳以上18歳未満の方のご参加は、父兄又は保護者の同意書が必要です。75歳以上の方は健康診断書の提出をお願い致します。場合によっては、ご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とすることがあります。

●当社の責任及び免責

- 当社は受注型企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者が故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償する責に任じます。但し、目的地固有の事情により、法律上又は事実上手配代行者の選択の余地がない場合において、当社が旅行条件書等に手配代行者を明示したときは、当該代行者の行為については責任を負いません。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合において当社は本項1.の責任を負いません。但し、当社あるいは当社が本項1.に基づいて責任を負う手配代行者の過失が証明されたときは、この限りではありません。
・天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
・運輸、宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
・日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
・自由行動中の事故・食中毒・盗難。
・運輸機関の遅延、不通、スケジュールの変更・経由変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地、滞在時間の短縮。
- 手荷物について生じた本項1.の損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償します。

●特別補償

当社は(当社の責任及び免責事項)の項の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず特別補償規定(当社営業所に備えてあります。)の定めるところにより、お客様がご旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。この補償金支払いの後、当社が前項1.の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当いたします。

●その他

ここに記載のない事項については、標準旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。標準旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

●旅程管理

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対して旅程管理業務を行います。旅行中の現地手配業者等の連絡先は、最終日程表等の確定書面にてお知らせ致します。

●旅程保証

- 旅行日程に、別紙、標準旅行業約款(受注型企画旅行契約)の別表二に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行約款(受注型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金は算定基礎となる旅行代金とは、一人部屋追加料金、延泊による延泊料金、航空機の等級の変更による差額運賃・料金等の追加代金を含めた合計額です。
- 旅行条件書に表示した旅行日程に含まれる、航空便などの運送機関の乗継地、経由地は、前記1.の旅程保証の対象となる「旅行目的地」には含まれません。
- 旅行条件書に含まれるハイキング、トレック及び登山活動の行程は、全て一般的なモデル行程であり天候などの現地状況、およびご参加のいただいたお客様の体調などによって必要に応じて変更される場合がございます。これらのハイキング、トレック及び登山活動の行程中に表記された地名や宿泊地は前記1.の旅程保証の対象となる「旅行目的地」には含まれません。